

天本病院 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

■ 事業の目的

当院で行う(介護予防)通所リハビリテーションは、要支援状態または要介護状態と認定されたご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って、(介護予防)通所リハビリテーション計画を立て実施し、ご利用者様の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

■ 運営の方針

- (1) (介護予防)通所リハビリテーション事業では、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- (2) 利用者について、個別の短期集中的な運動プログラムを作成および実施します。
- (3) 地域の中で有効な社会資源となれるよう、(介護予防)通所リハビリテーション事業としての役割を常に考え、適正なサービスを提供していきます。
- (4) 利用者自身の生活の中での不安と共に、ご家族の不安を少しでも軽減できるよう、常に利用者、ご家族の生活全般の相談に応じていきます。

■ 施設の名称及び所在地、介護保険事業者指定番号等について

当施設は、東京都の許可を受けて設置されています。

- (1) 施設名：天本病院
- (2) 開設年月日：平成28年12月1日
- (3) 所在地：東京都多摩市中沢2丁目5番地1
- (4) 電話番号：042-310-0333 FAX 番号：042-310-0334
- (5) 管理者名：院長 及能 克宏
- (6) 介護保険指定番号：1315070099
- (7) 利用定員：20名（午前：20名 午後：20名）
- (8) 事業の実施地域：多摩市全域、八王子市、(上柚木、下柚木、南大沢、松木、別所、越野、南陽台、堀之内、東中野、大塚、鹿島、松ヶ谷)
その他の地域に関しては要相談。

■ 営業日及び営業時間

- (1) 営業日：毎週月曜日から金曜日まで。
ただし、土日祝祭日および年末年始(12月30日～1月3日)は休業となります。
- (2) 営業時間：8時30分から17時00分まで。

■ (介護予防)通所リハビリテーションの内容について

- (1) (介護予防)通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士、介護職員等の専門職がチームで作成する計画に基づき、適切なリハビリテーションを行います。
- (2) 必要に応じて居宅及び施設間の送迎を実施します。

■ 従業者の職種と人数及び職務の内容について

(1) 医師（管理者兼務）：1人以上

管理者は、天本病院の運営に関わる全ての責任と権限を有し、施設の具体的な運営方針と目標を定めるとともに、施設の管理、従業者の労務管理、指導、利用者に提供されるサービスの一切を管理するとともに、施設で提供されるサービスを常に高水準に維持し、地域社会に貢献し、かつ広く認知された施設とするための一切の役割を担います。

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

(2) 理学療法士・作業療法士：1人以上

理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施、生活行為に際しての援助、職員、ご利用者並びにそのご家族への支援を行います。

(3) 介護職員：1人以上

介護職員は、利用者の心身機能、住宅環境を把握し、各専門職と共に(介護予防)通所リハビリテーションサービス計画を作成し、計画に基づく介護を行います。

■ 利用者負担について

(1) 保険給付の自己負担額を別に定める利用者負担説明書及び料金表によりお支払い下さい。

(2) その他の個人の求めに応じて費用が発生したものについては実費を頂戴いたします。

その際は、事前にご説明し、承諾をいただきます。

(3) キャンセル料は利用当日の午前利用者は8:30、午後利用者11:00以降のキャンセルにつきましては、キャンセル料500円を頂きます。

ただし、体調不良や容体の急変などやむを得ない事情の場合は不要です。

■ 施設の利用にあたっての留意事項

(1) 金銭・貴重品の管理は、原則としてご利用者様の責任で行っていただきます。事前に申告があり、かつ当施設の職員がお預かりしたもの以外については、当施設が責任を負うことはできませんので、あらかじめご承知おき下さい。

(2) 所持品の管理については、当施設の職員とお打合せ下さい。

(3) (介護予防)通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、当施設医師の判断とします。(※ 原則禁止となります)

(4) 施設内での宗教活動は、禁止いたします。

(5) ペットの持ち込みは、原則として禁止いたします。

(6) ご利用者様の営利行為、特定の政治活動は禁止いたします。

(7) 他のご利用者様への迷惑行為は禁止いたします。

■ 非常災害対策について

当施設では、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っております。

当施設で災害が生じた場合は、職員の指示に従い、落ち着いて行動して下さい。

■ 職員の服務規律について

当施設の職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することになっております。以下の服務を遵守していない者がおりましたら、ご遠慮なく管理者にお伝え下さい。

- (1) 利用者に対して、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (4) この他、社会医療法人河北医療財団の就業規則に定める「服務規程」を遵守のこと。

■ 守秘義務について

当施設の職員は、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行っております。

■ 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (5) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。

■ その他運営に関する重要事項

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて運営することはありません。
- (2) 運営規程の詳細、職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内の掲示をご覧ください。
- (3) （介護予防）通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、天本病院の運営会議において定めるものとします。

※ その他、当施設および当施設が提供するサービスについて、ご不明な点がございましたらお尋ね下さい。

令和3年10月1日より一部改訂

令和6年6月1日より一部改訂